医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹　徹雄

民法（債権関係）改正について（２）
ー自然人の個人保証契約についてー

（前回の復習）

１　前回は、入院費や施設の利用料の保証が個人根保証に該当し、４月１日以降に契約をする場合は、保証人が、最大いくらまで保証をするかの限度額、これを極度額と言いますが、極度額を定めなければならないと述べました。そうして、それは身元保証契約の場合も同じであると説明しました。

（個人根保証契約には極度額の定めが必要）

２　同様に、賃貸借契約の保証も個人根保証とされます。個人で開業する場合に、ビルの一室を賃貸すると、賃貸人から誰か保証人をつけるように求められることがあります。法人でも、多くの場合、代表者の個人保証を求められることがあります。この保証は、個人根保証ですから、極度額を定めなければならず、保証人は極度額以上の債務を負担することはありません。極度額の定めのない個人根保証契約は無効となります。

（個人根保証契約の終了）

３　個人根保証契約には期間を定める必要がありませんが、（１）債権者が保証人の財産について金銭の支払を目的とする債権についての強制執行をした場合、（２）保証人が破産手続開始の決定を受けた場合、（３）主たる債務者又は保証人が死亡したときに個人根保証の元本が確定します。特に、居室の賃貸借契約の個人根保証では、賃借人が室内で死亡した場合が問題となります。室内で死亡したことにより、貸室に何らかの損害が生じた場合に保証人はその損害賠償についても保証責任を負担するかという問題です。病死の場合は責任を負わないが、室内での自殺の場合は責任を負うのではないかというような議論がなされています。いずれにせよ、ある医師が、ビルを借りて医院を開業し、ビルの賃貸借契約に、友人に保証人になってもらったが、当該医師が亡くなり廃業する場合、ビルの原状回復に代わる損害賠償や、明渡遅滞による損害賠償については保証人は責任を負わないこととなります。

（保証人の保護）

４　今回の民法改正では、個人根保証の保証人の保護だけでなく、個人保証人一般について多くの保証人保護規定を設けました。保証人は、何らの利益を受けずに、主債務者の債務の支払の責任のみを負担し、ときには、破産したり、生活ができなくなり自殺したりする人が出てくるため、保護規定を導入し、救済を図ったものです。

（契約締結時の情報提供義務）

５　主債務者が、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は、主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をする場合、委託を受ける者（保証人となる者）に対し、主たる債務者の経済状況について一定の情報を提供しなければならないこととなりました。例えば、ビルの一室を賃貸して医院を開業する場合に、家主から保証人を求められ、配偶者、親戚、あるいは友人に保証を依頼するときは、自分の経済状況について保証人になろうとする者に情報を提供しなければなりません。提供をする情報は、現在の（１）財産及び収支の状況、（２）主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、（３）主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容です。保証を委託する債務者にこれらの情報を提供させ、委託された者が、断る機会を与えようというものです。

　主たる債務者が、情報を提供しなかったり、事実に反する情報を提供したために、委託を受けた者が委託者である債務者の状況を誤認して債権者と保証契約を締結したときは、債権者がそのことを知っていた場合あるいは知らなくても知らないことに過失がある場合は、保証人は契約を取り消すことができます。

（事業のための借入の保証人の保護ー保証意思宣明公正証書）

６　金融機関から、事業資金（開業資金、運転資金、建替・新規医療器具の購入などのための資金）を借り入れる場合、保証人を求められることが多くあります。そうして、このような事業資金の借り入れの場合、金額が多額になり、十分に保証人の意味を理解しないで保証人になったものが、後で、多額の債務を負担することが起こりえるため、保証意思宣明公正証書という制度を新たに作りました。これは、保証人になる人が、保証人になる前に公証人に保証の意味及び内容を知って保証人になることを口授し、公証人が公正証書を作成するという制度です（民法465条の６以下）。

　この保証意思宣明公正証書の作成を必要とするのは、契約締結時の情報提供の場合と異なり、事業のために

負担した貸金等債務（事業のための借金）を主たる債務とする保証または、主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証の場合のみです。割賦購入代金、薬剤等の仕入れ代金、賃料の保証の場合は必要ありません。

また、借主が法人の場合で、保証人になる個人がその法人の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であったり、主たる債務者の総株主の議決権の過半数を有するような者の場合は、保証意思宣明公正証書の作成は必要ないとされています（民法465条の９第１号、第２号）。主たる債務者が個人開業の開業医など個人の場合は、保証人が共同事業者又は、主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者の場合は、保証意思宣明公正証書は不要とされています（同条第３号）。借主が医療法人で、理事長の配偶者も理事となっている場合は、配偶者が現実に事業に関わっていなくても主たる債務者の理事ということで保証意思宣明公正証書が不要となりますが、主たる債務者が個人開業医の場合、配偶者がどの程度、医院の仕事に関わっていたら「事業に現に従事している」ことになるのかが今後の解釈の問題となります。

（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

７　債務者に頼まれて保証人になった保証人（保証人が法人の場合も含む）は、債権者に対し、主たる債務の現在高、履行状況について問い合わせることができ、問い合わせがあったときは、債権者は債務者にこれらを教えなければならないこととなりました（458条の２）。これは、例えば、借家人が半年も賃料を滞納してから、保証人に半年分の賃料を支払えと請求がきても保証人としては対応に苦慮することとなるので、早く情報を知って対処できるようにということで設けた規定です。友人、親戚に保証人になって貰った場合、少なくとも当該保証の対象となった債務の履行状況については親戚、友人にばれることは覚悟しておく必要があります。

更に、主たる債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者はその喪失を知ったときから２ヵ月以内に保証人（保証人が法人の場合を除く）に主たる債務者が期限の利益を喪失したことを通知しなければならないこととなりました（民法第458条の３第１項）。これは、保証人が多額の遅延損害金を保証することになるのを防ぐための規定です。債権者は、２ヵ月以内に通知しないと期限の利益喪失日から通知を現にするまでに生じた遅延損害金を保証人に請求できないこととなります（民法第458条の３第２項）。

８　なお、保証契約締結に当たって、債務者が情報を提供しなければならない保証人の範囲、保証人になろうとする者が公証人役場に行って保証意思宣明公正証書を作らなければならない保証人の範囲、債権者が債務者の履行状況を提供しなければならない保証人の範囲、債務者が期限の利益を喪失した場合に債権者がそのことを通知しなければならない保証人の範囲が異なることに注意が必要です。

（終わりに）

今回で保証に関する民法改正の説明を終わり、次回は、時効に関する改正について説明します。

北海道医師会 育児サポート事業のご案内

病児・病後児の預り時に、ぜひご利用ください！

北海道医師会が利用料金の一部を負担する、会員限定の利用券での支払いが可能です。

子育て中の医師の仕事と家庭を両立するためのサポートです。

お問合せ先　**一般社団法人 北海道医師会 事業第三課**

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目　FAX 011-231-7272

TEL 011-231-7300　E-mail josei-dr-shien@m.doui.jp